

瀬戸内部品株式会社行動計画（第3回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する

1 計画期間 平成28年6月21日から平成33年6月20日までの5年間

2 内容

目標1 平成30年6月までに、育児・介護休業法の規定を上回る、より利用しやすい制度の導入

平成28年12月までに 現制度で育児介護休業規定に該当せず、制度の利用が出来なかった事例などを分析し、従業員のニーズの調査を実施する。

平成29年12月までに 分析、調査結果に基づき制度の見直しを検討し、規定の改定案を作成する

平成30年6月までに 改定案を基に規定を改訂して運用開始

以降、平成33年6月までの間、発生した事例に対し柔軟な対応をしながら規定を運用し、有効な規定の見直しを継続する

目標2 平成29年12月までに、所定外労働時間を削減するための具体的な仕組みを構築する

平成29年6月までに 年間を通じ各部門の残業休日出勤の原因を調査し要因分析を行う

平成29年12月までに 要因別の具体的対策を立案し計画を作成する

平成30年1月～ 計画に基き対策を実施し、効果の確認を継続する。
以降、実績値に基づき段階的に目標値を見直し、更なる削減を目指す。